

★インフルエンザ診断後の登園の際には、下記の「インフルエンザ感染症登園届」の提出をお願いします。
 尚、「発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日間」を経過し、こども園での集団生活に適應できる
 状態(子どもの全身状態が良好であること)に回復してから登園されますよう、お願いします。

<保護者記入用>

インフルエンザ感染症登園届

八本松太陽こども園園長 殿

園児名 _____

(医療機関名) _____ (令和 年 月 日受診)において

(病名) インフルエンザ (A ・ B) と診断されました

令和 年 月 日現在、下記のとおり、
 「発症後 5 日を経過し、かつ解熱剤を使用せず解熱した後 3 日間」を経過しましたので
 登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名 _____

★発熱した日を 0 日と数えます。

★解熱剤を使用せず、熱が下がってから 3 日間はこども園を休んでください。

			月日	発熱の有無	解熱剤使用の有無
	発症日	0	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
必ず登園停止	1日目	1	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	2日目	2	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	3日目	3	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	4日目	4	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	5日目	5	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
解熱後3日目まで登園停止	6日目	6	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	7日目	7	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	8日目	8	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	9日目	9	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
	10日目	10	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザの治療薬は、効果的で内服後解熱が早い場合がありますが、感染力の強いウイルスは感染者の体内にあります。必ず医師の診断を受けて、「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで出席停止とする」となっています。これに準じてお休みし、登園してください、

		発症日(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後 1日目に 解熱した 場合	保育園	発熱 	解熱 						解熱後3日経っていても 発症後5日経たないと 登園できません		
	出席停止 →										
発症後 3日目に 解熱した 場合	保育園	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 						
	出席停止 →								登園可能		
発症後 5日目に 解熱した 場合	保育園	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 				
	出席停止 →								登園可能		

発熱した日を0とします。例)月曜に発熱したら、火・水・木・金・土の5日間はお休みです。

★コロナウイルス診断後の登園の際には、下記の「新型コロナウイルス感染症登園届」の提出をお願いします。
 ★登園の際は子どもさんの体力や食欲が十分回復し、集団生活ができる状態（全身状態が良好であること）に回復してから登園されますよう、お願いします。

<保護者記入用>

新型コロナウイルス感染症登園届

八本松太陽こども園園長 殿

園児名 _____

(医療機関名) _____ (令和 年 月 日受診)において

(病名) 新型コロナウイルス感染症 と診断されました

令和 年 月 日現在、下記のとおり、
 「発症後 5 日間を経過し、かつ解熱剤を使用せず解熱しており、
 咳などの呼吸器症状が改善してから 24 時間」を経過しましたので登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名 _____

- ★ 症状が出た日を 0 日と数えます。（無症状なら検査日を 0 日とします）
- ★ 解熱後 24 時間とは、解熱剤を使用せず発熱しなくなり 24 時間経過したことをいいます。

			月日	発熱の有無	解熱剤使用の有無
	発症日または検査日	0	月 日	有・無	有・無
必ず登園停止	1日目	1	月 日	有・無	有・無
	2日目	2	月 日	有・無	有・無
	3日目	3	月 日	有・無	有・無
	4日目	4	月 日	有・無	有・無
	5日目	5	月 日	有・無	有・無
解熱後24時間まで登園停止	6日目	6	月 日	有・無	有・無
	7日目	7	月 日	有・無	有・無
	8日目	8	月 日	有・無	有・無
	9日目	9	月 日	有・無	有・無
	10日目	10	月 日	有・無	有・無

















新型コロナウイルスの出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症は軽症の場合、解熱が早い場合がありますが
感染力の強いウイルスは感染者の体内にあります。

「発症日翌日から5日間を経過し、かつ解熱剤を使わず解熱しており、せきなどの呼吸症状が改善してから24時間経過するまで」出席停止となっています。

これに準じてお休みし、登園してください。

《新型コロナウイルス感染症の登園停止期間と登園目安》

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
発症後 3日目に 解熱した 場合	発症日 発熱 	出席停止(解熱しても5日間は出席停止)					登園可能	 解熱後24時間経っていても 発症後5日間経たないと 登園できません		
		発熱 	発熱 	発熱 	解熱 					
	発症日(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後 6日目に 解熱した 場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱10時 	解熱後24時間 は自宅待機 	
	出席停止									登園

症状が出た日または検査日(無症状の場合)を0日とします。

下記の感染症後に登園の際には、登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園の目安は、主治医の先生の指示に従い、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

登園許可書（医師の診断を受け、保護者による登園届）

八本松太陽こども園園長 殿

園児名 _____

(医療機関名) _____ (令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において

(病名) _____

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より
登園いたします。

年 _____ 月 _____ 日

保護者の皆さまへ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。そのため、下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。尚、こども園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、お願いします。登園後感染を広げかねない症状が見られましたら、連絡させていただきます

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
咽頭結膜熱(アデノウイルス)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日後	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	熱がなく、激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	熱や口の中の水泡・潰瘍に影響されず、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	機嫌よくすごせるようになっていること
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているの で注意が必要)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること(便は元気なときの便の状態に戻っていること)
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	熱や口の中の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状(咳・鼻水)のある間	せきなどの症状が消え、機嫌よく過ごせること
突発性発しん	-	熱がなく、機嫌よく過ごせること
帯状疱疹しん	水泡を形成している間	すべての発疹がかさぶたになっていること

登園許可書（医師による意見書）

八本松太陽こども園園長 殿

園児名 _____

病名（ _____ ）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

かかりつけ医の皆さまへ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

○ 医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風疹	発疹出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O11 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数カ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること